

○第167回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成31年1月25日（金）14：00～16：26

議事概要：

（１）農薬（アフィドピロペン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、アフィドピロペンの一〇日摂取許容量（ADI）を0.08 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.18 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、インポートトレランス設定（みかん、トマト等）の要請がされています。

（２）農薬（オキシポコナゾールフマル酸塩）の食品健康影響評価について

・審議の結果、オキシポコナゾールフマル酸塩の一〇日摂取許容量（ADI）を0.03 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.2 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、りんご、おうとう等に使用します。今回、かんきつ（みかんを除く）及びみかんへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（３）農薬（フロニカミド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フロニカミドの一〇日摂取許容量（ADI）を0.073 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を3 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、小麦、大豆等に使用します。今回、未成熟とうもろこし、こんにゃく等への適用拡大申請がされています。また、アーモンド、くるみ等へのインポートトレランス申請がされています。

（４）その他

・残留農薬に関する食品健康影響評価指針（案）が審議され、継続審議となった。